

## 令和 2 年度 小浜市内の道路交通騒音・振動調査結果の概要

### 1. 調査目的

「騒音規制法第 18 条および振動規制法第 19 条の規定に基づき、小浜市内の主要幹線交通を担う道路に面する地域において、騒音・振動レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行うことで、市内の自動車交通による騒音および振動の状況を把握すること」を目的とする。

### 2. 騒音・振動レベルの状況

2-1. 令和 2 年度に実施した自動車騒音および道路交通振動測定結果は、表 1 のとおりである。

表 1

調査路線名	測定地点	時間の区分	騒音測定結果	振動測定結果
			L <sub>Aeq</sub> (dB)	L <sub>10</sub> (dB)
一般国道 27 号線	伏原	昼間	71	41
		夜間	69	36
一般国道 162 号線	大手町	昼間	58	30
		夜間	49	< 30

☆ L<sub>Aeq</sub>：等価騒音レベル、L<sub>10</sub>：80%レンジ上端値。

#### (1) 騒音レベル測定結果について

一般国道 27 号線の道路端における騒音レベルは、昼間・夜間共に道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（昼間：70dB、夜間：65dB）を上回った。また、一般国道 162 号線については、昼間・夜間共に近接空間の特例を下回った。

なお、両地点とも、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例（昼間：75dB、夜間：70dB）を昼間・夜間共に下回った。

#### (2) 振動レベル測定結果について

振動レベル測定の結果、両地点とも、道路交通振動の要請限度：第 2 種区域（昼間：70dB、夜間：65dB）を昼間・夜間共に下回った。

2-2. 令和2年度に実施した自動車騒音の面的評価における結果は、表2のとおりである。  
 なお、調査対象路線図を図1に示す。

表2

調査路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数 (戸)	環境基準超過戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
			L <sub>Aeq</sub> (dB)				
一般国道27号線	① 伏原	湯岡～岡津	昼間	71	204	0	100
			夜間	69		9	95.6
一般国道27号線	② 鯉川	岡津～鯉川	昼間	67	5	0	100
			夜間	64		0	100
(全体)			昼間		209	0	100
			夜間			9	95.7

☆ [昼間]：6時から22時までの間、[夜間]：22時から翌日の午前6時までの間。

☆ 一般国道27号線（①伏原）の騒音測定結果については、「2-1. 令和2年度に実施した自動車騒音および道路交通振動測定結果」を準用。

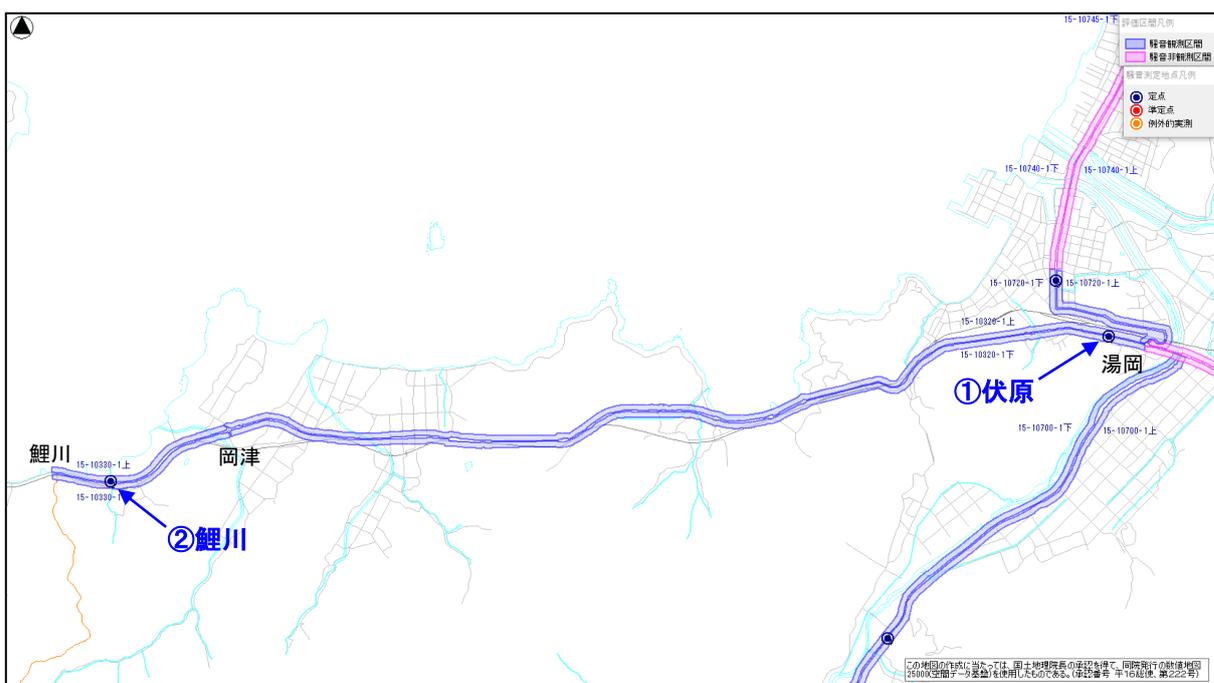


図1. 調査対象路線図

(1) 基準点における騒音レベルと環境基準値との比較

評価区間：一般国道 27 号線 (②鯉川) の面的評価の基準点として測定を実施した地点の道路端騒音レベルは、昼間・夜間共に近接する空間に係る特例 (昼間：70dB、夜間：65dB) を下回った。

(2) 面的評価による環境基準の達成状況

面的評価を実施した評価区間における道路沿道 (道路端から 50m の範囲) の住居等は、評価区間：一般国道 27 号線 (①伏原) で 204 戸、一般国道 27 号線 (②鯉川) で 5 戸であった。そのうち環境基準で定める昼間 (6：00～22：00) 及び夜間 (22：00～翌日 6：00) の時間区分において環境基準を達成していた戸数は、一般国道 27 号線 (①伏原) で昼間/夜間=204/195 戸であり、その達成率は昼間/夜間=100/95.6%であった。また、一般国道 27 号線 (②鯉川) については昼間/夜間=5/5 戸であり、その達成率は昼間・夜間共に 100%であった。

また、特例の基準が定められている近接空間と、それより後ろの非近接空間ごとの達成状況は表 3 のとおりである。

近接空間については、両区間とも、その達成率は昼間・夜間共に 100%であった。非近接空間において、一般国道 27 号線 (①伏原) で昼間が 100%、夜間が 93.9%であったが、一般国道 27 号線 (②鯉川) では昼間・夜間共に 100%であった。

表 3

調査路線名	測定地点	昼間			夜間		
		近接	非近接	全体	近接	非近接	全体
一般国道 27 号線	①伏原	100	100	100	100	93.9	95.6
一般国道 27 号線	②鯉川	100	100	100	100	100	100
(全体)		100	100	100	100	94.0	95.7

☆ 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下の道路にあつては 15 メートルまで、2 車線を超える道路にあつては 20 メートルまでをいう。